

第537回鳥取地方最低賃金審議会

1 日時 令和5年3月16日（木）10時00分～10時35分

2 場所 鳥取労働局 4階大会議室

3 出席者

【委員】

公益代表委員 石川委員、植木委員、佐藤委員、道前委員、中野委員

労働者代表委員 河村委員、北畑委員、寺田委員、森委員、山崎委員

使用者代表委員 北村委員、徳田委員、西本委員、花原委員、米原委員

【事務局】

鳥取労働局 山本労働局長、高橋労働基準部長、片山賃金室長、
長谷川賃金室長補佐、田中労働基準監督官、松村給付調査官

4 議事

- (1) 令和4年度最低賃金の改正決定状況等について
- (2) 鳥取県特定（産業別）最低賃金の改定に関する意向表明について
- (3) 令和5年度鳥取地方最低賃金審議等について
- (4) その他
 - ア 令和5年度事業場視察の実施について
 - イ その他

5 資料目次

- (1) 令和4年度鳥取地方最低賃金審議会開催実績
- (2) 年度別最低賃金改正一覧表
- (3) 令和4年度 地域別最低賃金 改定状況
- (4) 令和4年度 特定最低賃金の審議・決定状況
- (5) 特定（産業別）最低賃金の改正に関する意向表明について
- (6) 令和5年度における特定（産業別）最低賃金の改正に関する意向表明について

- (7) 意向表明時点における特定（産業別）最低賃金の適用労働者数及び適用使用者数
- (8) 令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表
- (9) 鳥取地方最低賃金審議会事業場視察実績
- (10) 最低賃金再改定のため、最低賃金審議会へ諮問することを求める要請書
- (11) 2022年度内最低賃金額再改定の要請書

6 議事内容

○長谷川賃金室長補佐 ただ今から第537回鳥取地方最低賃金審議会を開催いたします。
本日は、お忙しい中、御出席をいただき、ありがとうございます。

審議に入る前に、本審議会の成立について確認いたします。本日の委員の出席状況ですが、委員全員が御出席ですので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定に基づく定足数を満たしており、本審議会が有効に成立していることを御報告申し上げます。

また、本日の審議会は公開の取扱いですので、3月1日から3月14日までの間、公示により募集しましたところ、傍聴の申込みはありませんでした。

それでは、これ以降の審議の進行を佐藤会長にお願いいたします。よろしく申し上げます。

○佐藤会長 おはようございます。今年度最後の審議会になります。全員出席ということで、始めていきたいと思っております。

では、次第に従って進めていきたいと思っております。

議事の1つ目、令和4年度最低賃金の改正決定状況等についてですが、事務局から資料の説明をお願いします。

[資料説明]

○佐藤会長 ありがとうございます。

事務局から資料の1ページから12ページまでの説明をしていただきましたが、何か質疑等がありますか。

(なし)

○佐藤会長 では、議事の2番目です。鳥取県特定（産業別）最低賃金の改正に関する意向表明について、事務局から説明をお願いします。

○片山賃金室長 鳥取県特定（産業別）最低賃金改正の申出の意向表明について御報告します。

特定最低賃金は、最低賃金法第15条第1項において、労働者又は使用者を代表する者は、労働局長に対し、最低賃金の決定又は改正若しくは廃止の決定をするよう申し出ることができることと定めてあります。この申出につきましては、例年、おおむね7月頃をめどにお願いしてきているところですが、申出が予定されているものにつきましては、その申出に沿った形で、最低賃金に関する実態調査を実施する必要があります。そのため、各特定最低賃金について、改正等の申出の意向の有無を、前年度末をめどに労使各側から確認させていただき、これを受け、新年度の調査の準備を行っているところです。

なお、申出の意向の有無の確認は、審議会において労使に確認することとされており、また、局長に対して申出の意向の表明があったものについては、併せて審議会に対して報告を行うこととされています。本日の審議会において、現在の特定最低賃金の改正はもとより、特定最低賃金の新設等における意向の把握を行わせていただきます。

なお、意向の表明を受けまして、事務局は、新年度、改正の必要性の諮問、審議に必要な賃金等の調査を実施することとなります。

それでは、お手元の資料ナンバー5を御覧ください。本年2月10日に、労働者を代表する者として、電機連合鳥取地域協議会議長から鳥取労働局長に対し、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路・電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正に関する申出の意向表明がありました。

続きまして、資料ナンバー6を御覧ください。本年2月10日に、同じく労働者を代表する者として、UAゼンセン鳥取県支部支部長から鳥取労働局長に対し、鳥取県各種商品小売業最低賃金の改正の申出の意向表明がありましたことを報告させていただきます。

以上、特定最低賃金改正の申出の意向表明に係る取扱いと、現在までに鳥取労働局長宛てに意向表明のありました2業種の特定最低賃金について御報告します。

2件の意向表明の確認と、労使委員の皆様から新設及び廃止の申出の意向があるかどうか御確認をいただければと思います。よろしく申し上げます。

○佐藤会長 ありがとうございます。

今、資料の5、6のとおり、特定最低賃金の改正の申出に係る意向表明がなされたという報告を受けました。

意向表明の背景、趣旨などのほか、特定最低賃金の新設、廃止等について労働者側から意見等がありますか。

(なし)

○佐藤会長 特にありませんか。ありがとうございます。

では、使用者側からこの件について御意見がありますか。

(なし)

○佐藤会長 では、意向表明が提出された2件の特定最低賃金については、今後の予定等、事務局より説明をお願いします。

○片山賃金室長 今般、令和5年度の特定最低賃金の申出の意向表明を頂いたところですが、資料ナンバー7に、意向表明のありました2業種の令和5年度の改正の申出で使用していただく適用労働者数と適用使用者数をお示ししています。括弧内の数値は昨年度の数値となっています。御覧いただいている適用労働者数と適用使用者数についてですが、まず、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路・電気機械器具、情報通信機械器具製造業については、総務省の事業所企業の調査統計、いわゆる経済センサスの最新の結果に基づくこととされており、本省の指示により、平成28年度経済センサス、活動調査結果の最新の令和2年次フレームを基に、その後、直近までの事業所の廃止などの状況を把握しまして、適用使用者数、労働者数を補正しています。適用労働者については、労働者数から適用除外労働者数を除いた人数となります。適用除外の人数については、令和4年度最低賃金に関する基礎調査結果より算出した適用除外率をもって適用除外者数の推計値を算出しており、それを除いた数値を適用労働者数としています。

続きまして、各種商品小売業については適用使用者数について全数調査を行っていますので、適用労働者数については、電機と同様に、令和4年度の最低賃金に関する基礎調査結果より算出した適用除外率をもって推計した適用除外労働者数を控除して適用労働者数を更新しています。これらの適用労働者数については、令和5年度特定最低賃金の改正の申出に当たっての要件を判断する基準となりますので、よろしく願いいたします。

今後の予定ですが、意向表明のありました2つの特定最低賃金については、新年度、最低賃金に関する基礎調査等の所要の手続を進めます。改正の申出につきましては、例年、目安伝達の審議会において特定最低賃金の諮問をさせていただいておりまして、今年度は申出書を7月中旬頃までに提出いただきました。申出書の審査時間を十分に確保し、その後の審議会と専門部会を円滑に推進していくため、来年度におきましても同時期をめぐり御提出いただきますよう御協力をお願いします。以上です。

○佐藤会長 ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明について、何か御質問等ありますでしょうか。

(なし)

○佐藤会長 では、2業種の意見表明いただきましたが、申出の提出期限は7月末と予定されています。事務局の希望では7月中旬頃ということですので、御協力の方よろしくお願いたします。また、必要性の有無など具体的な審議は、申出書の提出後に進めていくことを本日確認しておきたいと思ひます。

続きまして、3つ目、令和5年度鳥取地方最低賃金審議等について、事務局から説明お願いたします。

○片山賃金室長 資料ナンバー8を御覧いただきたいと思ひます。令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表が厚生労働省から示されています。

まず、地域別最低賃金についての予定一覧表ですが、10月1日日曜日に発効しようと思ひますと、異議申出や、官報公示手続などの手続が必要ですので、答申としては8月7日までに答申決議が必要ということになります。

続きまして、特定最低賃金についてですが、例えば発効日を、12月31日までとしますと、同様に、11月1日までに答申決議が必要ということになります。令和5年度の最低賃金審議会の年間スケジュールは、本年度の開催実績と同様の計画を予定しているところですが、こちらの一覧表を把握いただいて御対応いただければと思ひます。以上です。

○佐藤会長 ありがとうございます。

ただいま令和5年度の地域別最低賃金、特定最低賃金のスケジュールについて説明をいただいたところですが、何か御質問等ありますでしょうか。

(なし)

○佐藤会長 では、議事の4番目、その他です。

まず、アの令和5年度事業場視察の実施について、事務局から説明をお願いします。

○片山賃金室長 それでは、事業場視察について御説明します。

資料ナンバー9を御覧ください。これは平成29年度以降の実績をお示したものでございます。令和2年度、令和3年度はコロナの影響により実施できませんでしたが、令和4年度、本年度は、資料に記載していますとおり、出席人数を公労使の代表委員3名と事務局3名の6名に絞らせていただき、鳥取市河原町の株式会社アキラス様の工場視察を行いました。そして、事業概要や視察内容、最低賃金制度に対する御意見などを第532回鳥取地方最低賃金審議会で御報告させていただきました。事業場視察については令和5年度も実施予定として検討させていただければと考えておりまして、希望の業種、また実施

の時期などについて御意見をお願いしたいと思います。

なお、日程を補足説明しますと、平成29年度は午前中に視察を行い、午後、本審と第1回専門部会という形で行いました。平成30年度と令和元年度につきましては、地域別最低賃金の諮問を行う審議会である1回目の本審において事業場視察についてお諮りし、決定していただいた後、事業場視察を行い、その後、目安伝達を行う審議会である2回目の本審で御報告するというスケジュールでした。本年度は、事前に全委員の御了承をいただいた上で、第533回鳥取地方最低賃金審議会の前に実施して、第533回鳥取地方最低賃金審議会において御報告するというスケジュールでした。以上です。

○佐藤会長 ありがとうございます。

では、ただ今説明ありましたが、令和5年度も事業場視察を実施する予定で検討するということがよろしいですか。

特に御異論はないですか。

(なし)

○佐藤会長 では、実施時期、視察事業場の業種、規模等について何か御意見等はありませんか。

では、御意見、御要望がないようでしたら事務局に一任したいと思いますが、よろしいですか。

(異議なし)

○佐藤会長 では、そのようにさせていただきたいと思います。

続きまして、イのその他になりますが、何か事務局からありますか。

○片山賃金室長 鳥取労働局長宛てに、最低賃金再改定に係る要請が2件ありましたので御報告いたします。

資料ナンバー10を御覧ください。本年1月23日に、鳥取県労働組合総連合議長から「最低賃金再改定のため、最低賃金審議会へ諮問することを求める要請書」の提出及び要請がありました。

要請の趣旨は、鳥取県最低賃金の改定に当たり、物価高騰を十分に考慮したものとは言えないものであり、また、急激な物価上昇は労働者の生活を直撃し、社会問題になっていることから、最低賃金法第12条に基づき、局長が鳥取地方最低賃金審議会に対し地域別最低賃金の再改定を諮問するよう要請するもので、局長の回答を求められました。

これにつきまして、鳥取県労働組合総連合議長に対し、事務局より、鳥取地方最低賃金

審議会については、専門部会も含めて公開しており、審議会の透明性を保っているところであり、最低賃金の決定の3要素である労働者の生計費、賃金、企業の賃金支払能力に加え、本年度の審議会においては物価上昇を考慮した公益見解が示されるなど丁寧な説明がなされており、本年度の鳥取県最低賃金については物価上昇も加味しているものと理解している。最低賃金の改正に当たっては、消費者物価のみならず、最低賃金決定の3要素を総合的に勘案する必要があるので、最低賃金の再改定の要否は現時点では回答しかねることから、各指標を注視したいと考えると回答させていただいたところではあります。

続きまして、資料ナンバー11を御覧いただきたいと思っております。本年2月6日に、鳥取県生協労働組合執行委員長から鳥取労働局長に対し、「2022年度内最低賃金額再改定の要請書」の提出が郵送でございました。

要請の趣旨は、鳥取県最低賃金の改正額は物価高騰に対して不十分であり、物価上昇が最低賃金近傍で働く仲間の生活を直撃していることから、急激な物価高騰に対し、直ちに最低賃金法第12条に基づき、鳥取地方最低賃金審議会に鳥取県最低賃金の再改定を諮問するよう要請するものです。

なお、本要請につきましては、特に回答は求められておりません。

以上、報告をいたします。

○佐藤会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から2件の要請の対応について御報告をいただいたところですが、何か御質問、御意見等ありますでしょうか。

○河村委員 この再改定の要請というのは、私の経験上、初めてではないかと思っておりますが、この規定上、こういった要請があった場合に、どのように対応するルールになっているのか。例えばこの審議会として何か対応すべきことがあるのか、その辺りを教えていただければと思います。よろしく申し上げます。

○片山賃金室長 特段のルールはないものと考えています。ただ、現状においては、今回、先ほどもお話ししましたとおり、先の審議会の中で物価上昇も踏まえた検討が行われ、物価上昇を加味した形で最低賃金額を改定しているということを鑑みまして、要請については、今後の各指標を確認しながら、必要に応じて皆様方に諮っていきたいと考えていると回答させていただいたところではあります。

○河村委員 分かりました。

最低賃金の審議における規則的なことと言うと異議申立てができるかと思っておりますが、

それは審議会に対しての話だと思うのです。同じように出されたと思うのですが、そういう位置付けでよろしいということですよ。審議会に対しては、異議申立てのタイミングで申入れがされる、そのタイミング以外の申出や要請については、もともと労働局長宛てなので審議会宛てというわけではないでしょうから、これは労働局で対応されたという認識でよろしいですか。

○高橋労働基準部長 労働局で対応となります。赤旗新聞の記事で12月22日に全国労働者組合総連合から厚生労働省の副大臣に対し、中央最低賃金審議会に改正審議による諮問を求めるという要請がありました。先ほど賃金室長から説明したように、消費者物価指数のみならず、労働者の生計費、賃金、企業の賃金支払能力のデータについて総合的に勘案されており、引き続き各指標を注視してまいりたいと回答したところですが、厚生労働省の回答と同様のものがございます。最低賃金法第12条に基づいて、厚生労働省及び労働局に、再改定の諮問をするように要請があったのですが、中央最低賃金審議会を開催して、この要請の取扱いについて審議しておらず厚生労働省として回答しております。

○河村委員 少し気になったのが、我々も労働者側委員として出ているわけで、この団体も労働者側の代表としてこの意見を出されているわけですから、きちりとしたやはり適切な対応を取っていただきたいという意味で、その意味でルールにのっとった対応がされたという認識でよろしかったと思いますので、ありがとうございました。

○佐藤会長 ありがとうございます。

その他、御意見、御要望等ありますでしょうか。

(なし)

○佐藤会長 我々についてはかなり夏に時間をかけて議論を重ねてきたところですので、双方満足のいく形にはなっていないかもしれないですが、話は尽くしたということですので、今回のような回答で良かったのではないのかと感じているところです。

では、その他、事務局から何かありますでしょうか。

○片山賃金室長 そうしますと、本年度最後の審議会に当たりまして、鳥取労働局長より御挨拶を申し上げます。

○山本労働局長 労働局長の山本でございます。本日の審議会の締めくくりに当たりまして、一言御挨拶申し上げたいと思います。

佐藤会長はじめ公労使各委員の皆様には、今年度、御審議、夏場中心に秋まで、度々お時間を頂戴いたしました。誠にありがとうございます。とりわけ今年度につきましては、

過去最高の引上げ額の目安が示され、なかなか難しい状況、環境の下での審議だったというように振り返っています。公・労・使の代表委員皆様から、それぞれ、胸襟を開いてお話を、しかも建設的に前向きにぶつけ合っていたいただいたというふうに思っております。その結果、得た着地点というのは、非常に尊重すべき水準であったと思っております。

賃上げ、時節的にも社会的にも大きな関心事です。昨日、8年ぶりというように報道がされております政労使会議が中央の方で行われました。岸田総理がおっしゃる物価上昇を上回る賃上げ、今日、日経新聞も手元に持ってきていますが、いろいろ集中回答日の話と、それから政労使会議の記事が第一面に載っていますので、非常に関心が高いと思っております。総理の方からも、加重平均1,000円達成を含めしっかり議論をとというような発言もあったようですので、この辺り非常に踏み込んだ発言だと率直に感じているところです。

春闘の集中回答日だったわけですが、それを待たずに早期の妥結、あるいは満額回答というようなニュース、既に耳にしてきたわけですし、例年と少し違う、新聞の書き方だと異例のというような書き方ではありますが、あるいは、もしかしたら当然の帰着なのかもしれない、そこは、にわかには判じ得ないところですが、賃上げの必要性につきまして、基本的には、考え方としては、労使、大きな隔たりはなかったというように思っています。もっとも、大企業と中小、あるいは産業別に見るとどうか、あるいは都市部と地方部で見るとどうか、丁寧に見ていく必要はありますが、基本的には大きな相違は少なかったのではないかと思っております。

細かな表現ぶりとはともかくとして、社会的なコンセンサスといえますか、積極的な賃上げで消費を喚起するのだとか、あるいは企業収益の拡大を通じてさらなる賃金上昇の好循環をつくるとか、あるいは稼ぐ力、労働生産性を高める必要性、その辺りはいろいろと皆さん考えを共通認識として深めているところなのかなというふうに感じています。このたびの大企業を中心とした、言わば力強い動き、それが今後本格化するであろう、中小へどのように波及していくのかなど。あるいは、雇用形態、いわゆる非正規雇用労働者の方のように広がっていくのかなど、その辺り課題は尽きないところではあるわけですが、注視していきたいと思うところです。

それから、労働局といたしまして、ちょうど昨日、地方労働審議会がありまして、来年度の行政運営方針について御審議いただいております。今年度のコンセプトとして、地域の雇用を支える、そして働くを守るといったことを掲げまして、今年度やってきておりま

す。来年度、それに加えて、人こそ宝という辺り、そういう色合いを前面に押し出していきたいと思っているところです。賃上げと、それから人への投資というところ、これは無関係なものではない、いや、むしろ密接に関係するところだというように思っています、人への投資、あるいは、人こそ力というところに力を込めたつもりです。

いずれにしても、賃金、賃上げを取り巻く社会的な関心、ますます大きくなると思っています。次年度においても、これらのキーワードを念頭に引上げ額の目安が中央最低賃金審議会から示されるのではないかと予想がされますので、引き続き事務局といたしましては、皆様の御協力を賜りながら円滑な審議会運営に努めていきたいと思っています。ぜひ引き続きよろしくお願いを申し上げまして、審議会の御協力への感謝並びに本日の挨拶に代えさせていただきます。どうもありがとうございます。

○佐藤会長 ありがとうございます。

本日予定していました議事はこれにて終了となりますが、その他、各委員から何か御発言等ありましたらお願いします。特にありませんか。

(なし)

○佐藤会長 では、本日の最低賃金審議会が令和4年度の最後の審議会となりますので、最後に私からも一言挨拶をさせていただきたいと思います。また、皆さん2年任期の今回が最後ということなので、それも併せて挨拶をさせていただきたいと思います。

とにかく皆さんには感謝したいと思っているところで、公益委員として2年間務めた後に、やっと分かりかけたなというところで会長という大任を仰せつかりました。何とか自分なりにやってきたつもりです。目安が高かったということもあって結構高い額を出させていただきましたが、私個人としては、特に労働者側、使用者側、どちらに偏ることなく、中立な立場で皆さんの意見を聞いて進めていこうということを心がけてきました。

その中で気づいたのは、鳥取県、意外とそんなにひどくないのではないかというのを感じつつも、ただ、余りにも賃金を上げるとやはり使用者側はとても厳しいのではないかなどいろいろ考えながら進めてきました。様々な意見を聞く中で、鳥取県って捨てたものではないなというのを感じたので、何とか今年度、Dランクの上位グループに食い込むことができたことは良かったと思っています。今後もまた賃上げ、厳しい状況になってくるかと思いますが、労使それぞれ意見を闘わせて、公益側もそれをよく聞き、よくまとめ、そして鳥取の実態に合った金額を示していけたらなと考えています。

皆さん、2年間、どうもありがとうございました。

では、以上で本日の審議会を閉会したいと思います。ありがとうございました。